

## 複数の者に対する行政指導個別票

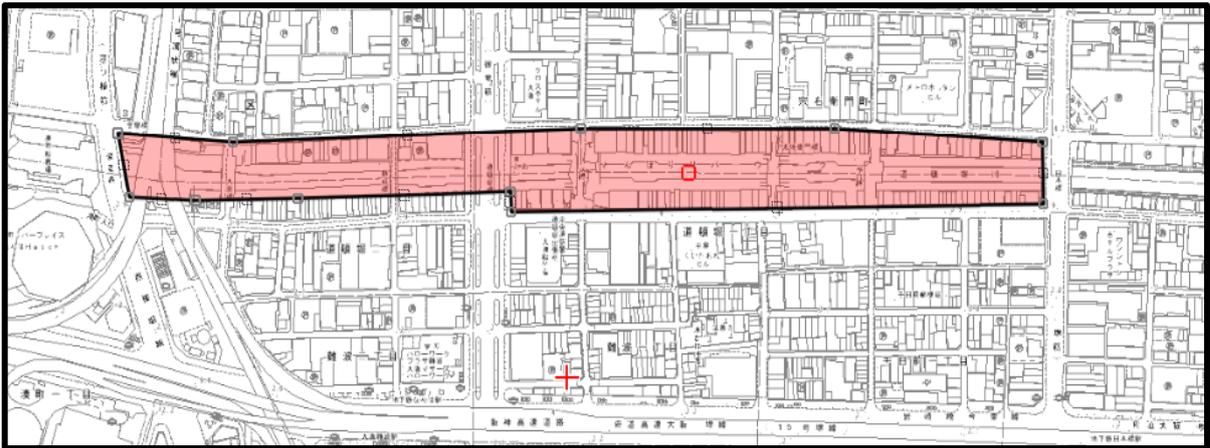
所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課（06-6615-6678）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	屋外広告物に係る指導（ガイドプラン）
関連する 他局の名称	—
概要	指定地区に面する敷地内に掲出される広告物について都市景観の調和を図り、地域の特性を活かすために屋外広告物の設置基準を設定しています。
根拠となる要綱等	屋外広告物法第4条 大阪市屋外広告物条例第6条の3（昭和31年10月1日 条例第39号） （ <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html</a> ）
行政指導指針	◎ガイドプランは指定地区に面する敷地内に掲出される広告物について都市景観の調和を図り、地域の特性を活かすために屋外広告物の設置基準を別紙のとおり設定していますので、指定地区に屋外広告物の設置を予定している方は、事前に建設局総務部管理課と協議のうえ許可申請を行ってください。 ○指導の基準については、別添①～②のとおりです。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html</a>
備考	

①

# ガイドプランの実施内容

## ● 指定地区

道頓堀地区(中央区)



## ● 対象

上記指定地区に面する敷地内に掲出され、かつ当該地区から展望できる屋外広告物

## ● 基準

都市景観との調和を図り、地域の特性を生かすための具体的な基準を一覧表のとおり定めています。

## ● 申請手続

事前に協議の上、屋外広告物許可申請書に必要図面(付近見取り図・意匠図・構造図・平面図・立面図)を添付して建設局路政課に申請してください。

## ● 経過措置

この基準は昭和62年4月1日以降に設置される広告物に適用し、それ以前に設置された広告物でこの基準に適合しないものは、この基準を尊重し適合するよう努めます。

②

## ● ガイドプラン基準一覧表 ●

地区名称/イメージ		道頓堀地区（中央区） 商業地域系
種類	現行許可基準等	「大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みに」
屋上広告塔	建築物の高さの 2/3 以下	・ 現行許可基準と同様。
屋上広告板	建築物の高さの 2/3 以下	・ 現行許可基準と同様。
壁面利用 壁面 板、書いたもの	(1) 表示面積は取り付け壁面の 1/3 以下 (2) 窓または開口部をふさがない (3) 壁面の端からはみださない	・ 表示面積は 1/2 以下、ただし道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち 1 面までは 4/5 以下とする。 ※御堂筋、堺筋に面する面は大阪市景観計画に定める重点届出区域の基準を優先する。 ・ (2) (3) と同様。 ・ 建築物のラインとの調和。 ・ 一壁面内に複数の広告物を設置する時は秩序化を図る。 ・ 広告物側面を広告物として利用しない。
地上塔	(1) 高さ 20m 以下（商工業） (2) 高さ 10m 以下（住居）	
地上板 建植	高さ 5m 以下	・ 現行許可基準と同様。
窓ガラス（内側） 利用広告	（屋外広告物法に当らず一除外）	
突出看板	(1) 路面から下端までの高さ 2.5m 以上、 路上への突出幅 1.0m 以内（歩道幅 4m 未満） (2) 路面から下端までの高さ 2.5m 以上、 路上への突出幅 1.5m 以内（歩道幅 4m 以上） (3) 路面から下端までの高さ 4.5m 以上、 路上への突出幅 1.0m 以内（車道） (4) 路面から下端までの高さ 2.5m 以上、 路上への突出幅 1.0m 以内（国道（歩道））	・ (3) と同様。
オブジェ（物体）		・ 立面的な表示は壁面利用に準じ、高さ、占用幅は突出看板に準ずる。